

# 農政部会 議事録

日 時：平成29年 1 月 20 日（金）午前10時

場 所：合同庁舎 4階 大会議室

## 議 題

- 第1号議案 坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議について
- 第2号議案 坂出市青年等就農計画の認定申請について
- 第3号議案 農業委員会の新制度への移行についての検討について

そ の 他

坂出市農業委員会

出席委員 17名

- |     |                  |     |               |
|-----|------------------|-----|---------------|
| 1番  | 井上 雅史            | 22番 | 中村 一信         |
| 2番  | 木下 得代            | 23番 | 北山 定男         |
| 3番  | 寺嶋 秀行            | 26番 | 大原 眞路(農地部会長)  |
| 6番  | 松下 良夫(農政部会長)     | 28番 | 東山 光徳         |
| 11番 | 細谷 秀樹            | 29番 | 中村 康男(会長職務代理) |
| 13番 | 平田 忠司            | 30番 | 藤本 俊彦         |
| 14番 | 若谷 修治            |     |               |
| 18番 | 平田 正幸(会長)        |     |               |
| 19番 | 大林 正利            |     |               |
| 20番 | 大西 和男(農地部会長職務代理) |     |               |
| 21番 | 新谷 豊敏(会長職務代理)    |     |               |

欠席委員 なし

事務局出席者

事務局長	細川 英樹
事務局長補佐	藤井 良清
事務局次長	岡崎 伸一郎
書記	田路 幸子

**【事務局長】**

おはようございます。定刻がまいりましたので、ただいまより 1 月の農政部会を開催致します。現在 17 名中、16 名の出席をいただいておりますので、この部会が成立していることを報告いたします。※（若谷委員・遅れて着席）

それでは、坂出市農業委員会部会会議規程第 7 条の規定によりまして、以後の議事進行を松下農政部会長にお願いしたいと思います。

松下部会長よろしく申し上げます。

**『部会長』**

おはようございます。本日は暦の上では大寒だそうです。、非常にお寒い中、ご出席いただきありがとうございます。

それではさっそく第 1 号議案、『坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議』についてを議題に供します。事務局に説明を求めます。

**【事務局長】**

農業振興地域の整備に関する法律により定められた農用地からの除外申請が 2 件坂出市に提出され、農業委員会の意見を求められております。

議案に基づき説明

以上で説明を終わります。

**『部会長』**

事務局の説明が終わりました。第 1 号議案『坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議』について なにかご意見・ご質問はございませんか。

**『中村委員』**

1 番の案件は分家住宅ということですが、借受人は長男か次男かはわかりますか。

**【事務局長】**

申し訳ありませんが今、長男か次男かを確認する資料は持ち合わせておりません。

『中村委員』

申請に出ているのが、次男さんなら仕方がないのかなと思うんですが、長男さんが親と離れて別棟を建てるのであれば、耕作地が使いにくくなるし、減っていくことになる状態が多々あるのではないかと思います。そのへんをどういう基準で認めていくかですが、長男さんであった場合お父さんの住んでいる敷地内に建てられる場所があるかどうか、別に田を潰してまで建てなくても建てる場所がないのか、その辺を考慮して判断してはいかがでしょうか。

『東山委員』

直接聞いたわけではないが、耳にしているのは親が住んでいる屋敷には建てるくらいの敷地はあるが長男が居るからと、この人は次男でないかと思う。直接本人と話しをした訳ではないのだが、長男と次男がひっついて住むのもどうかという話しは聞いた。

【事務局長】

それでは次男であればやむを得ないということでしょうか。

『中村委員』

皆さんの意見を聴きたい。

『木下委員』

でも、今頃は長男であっても親と同じ敷地に住んでくれるとは限らないので、それを言っていたらこれから難しくなると思う。長男だったら家を建てるのを許可して、次男だったら許可をしないとかいうことはこれから難しい。若い人はだいたい一緒に暮らしたがるから。

『新谷委員』

長男だったら許可するとか、次男だったら許可しないとかそんなことは農業委員会で取り決めてすることではないと思う。そんなことまで農業委員が規制したら大きな問題になる。そういう考え方は今の時代に合わないと思う。

『部会長』

全体としてはそういう意向のようでございますので、事務局ひとつよろしくお願いします。

他にご質問・ご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

『部会長』

特にご異議もないようですので、第1号議案『坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議』についての審議は、これで終了します。

農用地からの除外申請 ただいまの2件について、除外はやむを得ないものとして坂出市に回答する事と致します。

『部会長』

続きまして第2号議案、『坂出市青年等就農計画の認定申請』についてを議題に供します。事務局の説明をお願いします。

【事務局長】

坂出市青年等就農計画認定申請は今回3件提出されており、1件は新規であり、2番と3番は変更であります。この青年等就農計画は農業改良普及センターの指導のもとに作成されたもので、今月の17日に開催された、坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において承認を受けております。農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。

申請の概要を7ページと8ページにまとめており、9ページ以降17ページまでがそれぞれの申請書の写しとなっております。

議案に基づき説明

以上で説明を終わります。

『部会長』

事務局の説明が終わりました。第2号議案について、なにかご意見・ご質問はございませんか。

《異議なしの声あり》

『部会長』

特に異議もないようですので、第2号議案『坂出市青年等就農計画の認定申請』については、審議の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出してまいりたいと思います。

『部会長』

次に第3号議案、『農業委員会の新制度への移行についての検討』を議題に供します。事務局に説明を求めます。

【事務局長】

年が変わりまして、いよいよ新農業委員と農地利用最適化推進委員の募集を3月に開始いたします。皆様のご自宅の方にも「農業委員会だより」が届いているかと思いますが、農業委員会だよりの告知原稿については12月の農政部会でご審議いただいたところですが、より細かい募集要領(案)を作成しております。

#### 議案に基づき説明

- 募集期間 3月1日～3月31日
- 募集要領・申込書類の配布 2月中旬からを予定

以上で説明を終わります。

『部会長』

事務局の説明が終わりました。第3号議案について、なにかご意見・ご質問はございませんか。

『藤本委員』

「農業者名簿」はどこに行ったらわかるのですか。

【事務局長】

「農業者名簿」というのは、昔の「選挙人名簿」のことでしょうか。法改正がありまして、古い選挙人名簿は農業委員会で保管しておりますが、今回は選挙で選ぶわけではないのでそういうものはございません。

### 『藤本委員』

ただ、例えば農協の耕作面積なら3アール以上とかいうのがあって正会員になれないとかいうのがあるでしょう。

### 【事務局長】

農地法3条の許可を受ける際に、3反以上の耕作面積が必要との下限面積の要件はありますが、今回の改選については先程の募集要領の中に記載するかどうかともご議論いただきたいのですが、農業委員と推進委員の応募資格として、先行自治体をみると「市内に住所を有すること」と書いている自治体とそれさえ書いていない自治体があります。

1人は農業に利害関係を有しない中立者を選ぶことになっていますが、この人については農業委員会に関する法律第8条第6項にありますが市外の人でも良いことになっています。職業的に国が想定しているのは税理士さんや学校の先生とかのようですが、そういう人は高松から坂出の学校に通勤しているようなことも想定されます。

農業委員や推進委員は地元で活動していくのだから最低限坂出に住んでいる人でなければ勤まらないだろうという意見は、当然議論としてあると思います。だからわざわざ募集要領に「市内に在住していること」を要件として記載する意味はあると思いますが、農家であるか否かを委員の要件としてはみていないようです。耕作放棄地の発生防止とかを業務にするのだから農業のことがわかっていない人には勤まらないとは思いますが、国の考えとしては農業に《識見と熱意を有する》人という書き方になっていて、極端な言い方をすれば田を全然所有していない人でも農学部の教授で農業に関する知識や造詣が深い人であれば農業委員にはなれるとの考えのようです。

今までの選挙制のときは農家要件として1反以上の農地がないと選挙人・被選挙人の資格が無かったのですが、今回は考慮されておられません。

### 『藤本委員』

ただここ（募集要領）に「農業者が」という文言があるでしょう。農業者は何かということを知りたい。今の話しだったら農業者という文言はいらぬことになるでしょう。団体も「農業者が組織する団体」となっている。

### 【事務局長】

「農業者が組織する団体等」となっているので、もし農業者が組織しな

い団体から推薦があったとしても拒否はできないと思います。想定は土地改良区とかの団体を想定していると思いますが、農業と全然関係ない団体からの推薦があったとして、その可否については選考委員会において推薦理由とかの内容を審査することになるかと思います。

『藤本委員』

では一応受け付けはできるわけですね。

【事務局長】

はい。

『部会長』

法が緩んだところもあれば締まったところがあるとは思いますが、農業者というものを広く解釈されるようです。特に今回は中立委員さんも選考することになっておりまして、各地区の選考の段階でそういう問題が出るかもしれませんが、まず農業に関する見識がある人ということを重視して、そのへんもご理解いただきたいと思います。

他にご意見はございませんか。

『中村一信委員』

農地の所有者は奥さんで、主に農業経営しているのは旦那さんという場合のその旦那さんは応募資格があるということですね。

【事務局長】

はい、あると思います。

『部会長』

他にございませんか。別にご意見・ご異議がございましたら以上をもちまして今月の案件の審議を終了したいと思います。事務局の方で議案以外に何かございませんか。

【事務局長】

それではご説明差し上げました第3号議案については議案に記載してお

ります要領をベースに、今後申込用紙等を作成して2月半ばには配布できるように進めていきたいと思ひます。

○源泉徴収票の配布について

○農業用ドローン研修会(1/30開催)の出席確認

以上です。

『部会長』

それでは、これを持ちまして1月の農政部会を閉会致します。  
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

10:56 終了